

一般事業主行動計画

社会福祉法人黒潮会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい職場環境をつくるとともに、男女問わず全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 計画の内容

目標1 年次有給休暇の取得日数を、一人年平均6日以上とする。

<対策及び実施期間>

令和8年4月～
・有給休暇取得率等、現況の把握
・有給休暇取得表等の配布等による取得促進

目標2 役職者(課長以上)のうち女性が占める割合を30%以上とする

<対策及び実施期間>

令和8年4月～
・人事考課による対象者の把握、査定、教育

目標3 男性の育児目的休暇の取得率を20%以上とする

<対策及び実施期間>

令和8年4月～
・職員への関連規程の周知、対象者の把握、取得促進

目標4 全職員の時間外・休日労働時間を各月30時間未満とする

<対策及び実施期間>

令和8年4月～
・業務内容の細かな見直し、作業効率化への取り組み